

大規模災害時等における公共施設の給排水設備の工事等に関する覚書

横須賀市（以下「甲」という。）、横須賀市上下水道局（以下「乙」という。）、横須賀管工事協同組合（以下「丙」という。）及び横須賀水道工事協同組合（以下「丁」という。）は以下の事項に関して確認した。

1) 目的

大規模災害時等において、甲が管理する公共施設の給排水設備に被害があった場合の応急措置、復旧等（以下「災害時措置等」という。）について覚書を締結する。

2) 協力要請

公共施設の管理者である甲は、上下水道対策部である乙に給排水設備に関する災害時措置等の内容を記載した文書により、協力を要請する。ただし、緊急を要するなど文書による要請をするいとまがない場合は、甲は口頭で要請を行い、事後速やかに当該要請内容を記載した文書を送付するものとする。乙は、丙及び丁により構成される組合本部に甲からの要請内容を連絡する。組合本部は、特別な事由のない限り、これに協力するものとする。

3) 完了報告

組合本部は、協力を完了したときは、災害時措置等の協力内容を文書により甲に報告する。

4) 契約

前2項の規定による協力要請等の後、公共施設の管理者である甲と給排水設備の工事等を行った事業者は、別途、甲が定める契約規則等に従い当該工事等についての契約手続を行う。

5) 費用

災害時措置等の協力を要した費用は、甲が負担する。

6) 覚書の期間

この覚書の期間は、締結の日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに甲乙丙丁いずれかからの更新を行わない旨の申し出がないときは、更に1年延長するものとし、以後も同様とする。

7) 協議

この覚書に定めのない事項又は解釈についての疑義が生じた場合は、甲乙丙丁協議の上、決定するものとする。

以上を確認した証として、本書面を4通作成し、記名捺印の上、各々1通を保有する。

平成30年3月16日

甲 横須賀市小川町11番地
横須賀市
横須賀市長 上地 克明



乙 横須賀市小川町11番地
横須賀市
横須賀市上下水道事業管理者
上下水道局長 長島 洋



丙 横須賀市小川町25番地
横須賀管工事協同組合
理事長 鈴木 透



丁 横須賀市平成町2丁目1番地
横須賀水道工事協同組合
理事長 水崎 尊之

